

## 福島県公共浄化槽等整備推進支援事業実施要綱

### (事業の目的)

第1条 この事業は、市町村（一部事務組合を含む。以下同じ。）が設置主体となって浄化槽を特定の地域を単位として整備し、し尿と雑排水（工場廃水、雨水その他の特殊な排水を除く。以下同じ。）を併せて処理することにより、生活環境の保全及び公衆衛生の向上に寄与することを目的とする。

### (事業実施主体)

第2条 この事業の実施主体は、市町村とする。

### (事業の内容)

第3条 この事業は、地域を単位として浄化槽の計画的な整備を図るため、市町村が設置主体となって浄化槽の整備を行うのに必要な費用を助成する事業とする。

なお、本要綱において、公共浄化槽とは、浄化槽法（昭和58年法律第43号）第2条第1項第1の2号に定義される公共浄化槽及び市町村が所有する公的施設に整備される浄化槽をいう。

### (事業の対象地域)

第4条 この事業の対象地域は、下水道法（昭和33年法律第79号）第4条第1項又は同法第25条の11第1項に基づき策定された事業計画に定められた予定処理区域以外の地域であって、「持続的な污水处理システム構築に向けた都道府県構想の見直しの推進について」（平成26年1月30日農林水産省、国土交通省、環境省連名通知）を参考とし、下水道、集落排水、浄化槽等それぞれの污水处理施設の有する特性、経済性等を総合的に勘案し、地域のニーズ及び周辺環境への影響を踏まえ、浄化槽によるし尿及び雑排水の適正な処理を特に促進する必要がある区域（浄化槽処理促進区域）として指定された地域とする。ただし、公共浄化槽等整備推進事業実施要綱（平成6年10月20日付け衛浄第67号環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部長通知の別紙）第3（8）の事業を実施する場合は、この限りでない。

### (事業対象の浄化槽)

第5条 この事業の対象となる浄化槽は、前条の地域に設置するものであって、次の（1）及び（2）に該当する浄化槽又は共同浄化槽とする。ただし、福島県高度処理浄化槽整備促進事業実施要綱（平成23年4月1日付け23環保第172号福島県生活環境部長通知）第2条（2）に定める窒素・磷除去型浄化槽を除く。

- （1）浄化槽法（昭和58年法律第43号）第4条第2項の規定による構造基準に適合し、かつ、生物化学的酸素要求量（以下「BOD」という。）除去率が90%以上であって、放流水のBODが20mg/ℓ（日間平均値）以下の性能を有するもの。
- （2）処理対象人員が50人以下であるもの。ただし、共同浄化槽については100人以下であるもの。

### (補助対象範囲)

第6条 この事業の補助対象範囲は、浄化槽又は共同浄化槽の整備等に直接必要な次に掲げる費用とする。

- （1）浄化槽本体費用及び本体の設置に必要な工事費

(流入又は放流に係る管きょ及びますに係る費用を除く)

- (2) 浄化槽本体に係る積雪荷重対策及び凍結防止対策に必要な工事費  
(豪雪地帯対策特別措置法第2条の規定により指定された豪雪地帯又は特別豪雪地帯において整備される場合に限る。)
- (3) 共同浄化槽に接続するための流入管(公共ますから共同浄化槽まで接続するための市町村が設置する管きょ等をいう)の設備に必要な工事費
- (4) 単独処理浄化槽又はくみ取便槽から浄化槽への転換(既設の住宅等に設置された単独処理浄化槽から合併処理浄化槽への転換(水回りのリフォームと併せて実施する場合にも対象とする))に係る(1)の工事に付帯して行う宅内配管工事費(浄化槽への流入管(トイレ、台所、洗面所、お風呂等からの排水)、ますの設置及び住居の敷地に隣接する側溝までの放流管の設置に係る工事費)

なお、宅内配管工事の主体に応じてその根拠となる補助要綱は次のとおり

ア 宅内配管工事を市町村が実施する場合のものは、本要綱

イ 宅内配管工事を個人が実施する場合のものは、福島県浄化槽設置整備事業実施要綱

- (5) 既設浄化槽の改築に必要な工事費(災害に伴い必要となった浄化槽を改築する場合における改築に直接必要な次のア～オの設備の範囲、また、市町村が定める浄化槽長寿命化計画により浄化槽を改築する場合における改築に必要な次のア～カの設備の範囲に限る。)

ア スクリーン、脱水機、沈砂槽、その他汚水の前処理に必要な設備

イ その他の汚水処理設備

ウ 消毒設備

エ 脱臭設備

オ 換気、除じん等に必要な設備

カ その他本体設備

なお、「市町村が定める浄化槽長寿命化計画により浄化槽を改築する場合」とは、「①公共浄化槽等整備推進支援事業で整備された浄化槽であること、②浄化槽長寿命化計画においてライフサイクルコスト分析がなされ、浄化槽の更新に比して当該改築事業によることが優位と判断された浄化槽であること、③供用開始から7年以上が経過している浄化槽であること」の全ての要件を満たすものであること。

(事業の要件)

第7条 この事業は、コスト縮減や経営改善に資する「①PFIの民間活用、②大型浄化槽による共同化、③公営企業会計の適用」を検討するものとし、次の(1)から(3)のすべてを満たすものとする。

- (1) 事業の全体計画において、事業実施地域内の全戸に戸別(共同住宅にあっては、当該共同住宅1棟をもって1戸とする。)の浄化槽を整備する事業であるか、若しくは浄化槽を全戸に戸別に設置するよりもその地域の一部について共同浄化槽を設置して戸別の浄化槽と共同浄化槽を組み合わせる方が経済的・効率的な場合は浄化槽又は共同浄化槽を整備する事業であること。

なお、共同浄化槽の設置にあたって、その計画処理対象人員は100人以内とし、

その人員の算定は共同浄化槽に接続する家屋に居住する実定住人口を踏まえたものであること。

(2) 設置後の浄化槽又は共同浄化槽の適正な維持管理を確実に確保するための住民等の協力体制が整っていること。

(3) 市町村の公営企業として実施し、本事業により整備された浄化槽又は共同浄化槽の維持管理については、特別会計により経理し、適正な料金の徴収が確実に見込まれるものであること。

(経費の負担)

第8条 知事は、市町村がこの要綱に基づき実施する事業に要する費用については、別に定める「福島県浄化槽整備事業費補助金交付要綱」に基づいて、予算の範囲内で補助を行うものとする。

附 則

この要綱は、平成16年4月1日から施行し、平成16年度の補助金から適用する。

附 則

この要綱は、平成17年12月21日から施行し、平成17年度の補助金から適用する。

附 則

この要綱は、平成19年7月2日から施行し、平成19年度の補助金から適用する。

附 則

この要綱は、平成20年7月3日から施行し、平成20年度の補助金から適用する。

附 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行し、平成22年度の補助金から適用する。

附 則

この要綱は、平成23年4月1日から施行し、平成23年度の補助金から適用する。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行し、平成24年度の補助金から適用する。

附 則

この要綱は、平成28年8月5日から施行し、平成28年度の補助金から適用する。

附 則

この要綱は、平成31年1月31日から施行し、平成30年度の補助金から適用する。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行し、平成31年度の補助金から適用する。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行し、令和2年度の補助金から適用する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行し、令和3年度の補助金から適用する。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行し、令和5年度の補助金から適用する。